

整骨院のための交通事故法律セミナー

2015年1月25日

於 静岡市民文化会館

講師 弁護士 大橋 昭夫

第1 本セミナーを開始するにあたって

ご来場有難うございます。

私たちの法律事務所が本日のセミナーを開催した目的は、主として次の3つにまとめられると思います。

現在、前年度よりは減少しているとはいえ、静岡県は交通事故多発県でありまして、年間の死傷者数は約5万人もいます。

これら県民の多くの方々が整形外科医院や整骨院で治療や施術を受けているという現実があります。

交通事故被害者が交通事故前の健康な身体に回復したいと考えるのは当然なことでありまして、治療や施術を受ける権利が何人にも妨害されてはならないことは誰しも異議がないと思います。

しかし、現実甘いものではありませんで、損害保険会社による治療、施術の中止要請は日常的に経験しているところです。

治療や施術を受ける権利は日本国憲法の幸福追求権や生存権を持ち出すまでもなく、交通事故被害者に保障されなければならないもので、医師や柔道整復師の先生方に支払い側の損害保険会社や厚生労働省が圧力をかけることによって治療や施術を受ける権利が侵害されてはなりません。

交通事故被害者の治療や施術を受ける権利が、果たして、十分に保障されているのか、このことを柔道整復師の先生方とそのスタッフの皆様方と共に考えてみたいということが

目的の1つになります。

そして、この目的は、被害者サイドからみたものですが、他方、整骨院の側からみて、交通事故被害者に施術をする職業的権利が本当に守られているのか、損害保険会社や厚生労働省にその権利を侵害されていないか、この点につきましても、本セミナーで考えたい2つ目の目的ということになります。

最後の目的は、交通事故被害者の被害救済のために、施術者である先生方や、私たち被害者専門の弁護士が何をしなければならないのか、又何ができるのかです。

別にことさらこんなことを考えず、与えられた職業的使命によって、交通事故被害者の状態だけをみて、たんたんとなおせばそれでよいのではないか、あるいは私たちの場合ですが、1円でも多くの損害賠償金を獲得すればそれでよいのではないかと考えられますが、これでは余りにもみじめです。

そうではなく、交通事故被害者の気持ちに寄り添って、怪我だけではなく、人間を見て施術したり、一刻も早い社会復帰のために私たち弁護士ができるだけのサポートをすることに職業としての使命があるのではないかと考えます。

このことを3つ目の目的として、先生方とご一緒に考えてみたいと思います。

第2 本セミナーの内容

1 柔道整復師法の「医業類似行為」の問題点と交通事故

先生方やスタッフの皆様方のお仕事が「医業類似行為」などと表現されることは、実は私には違和感があります。

交通事故被害者で、整骨院での施術を受ける方がかなり存在します。

むち打ち症の場合ですが、交通事故被害者が整形外科医院に行くと、レントゲンを撮影されます。

むち打ち症の場合にはレントゲンから得られる情報は少なく、MRIを撮影しなければ本当の情報が得られないのですが、その撮影をしない整形外科医の方が多いのも現状です。

そして、レントゲンを読影して、骨折や脱臼がなければ、「頸椎捻挫」、「腰椎捻挫」、「外傷性頸部症候群」と診断され、ロキソニンの投与やモーラステープ等の貼用がなされ、いわゆる消炎鎮痛の処置がなされ、その後は、医師ではなく、多くは理学療法士によってリハビリが開始されます。

この分業体制ともいえるリハビリについて、交通事故被害者が満足していない現状があります。

整形外科医院に柔道整復師がいる所もありますが、多くは柔道整復師はいません。

交通事故被害者は一刻も早く、痛みやしびれを解消し、楽になりたいと考えているのですが、リハビリは、徒手整復のための手技療法を専門に学んだ柔道整復師の先生方にしてもらいたいと考えている方も多く存在するのです。

柔道整復師の先生方の施術行為は「医療類似行為」というものではなく、まさしく社会的にも容認された痛みやしびれを解消する一手段としての「医業」ともいえるものです。

「あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」第12条は「何人も第1条に掲げるものを除く外、医業類似行為を業としてはならない。但し、柔道整復を業とする場合については柔道整復師法（昭和45）法律第19号の定めるところによる。」と規定され、「医業行為」と「医業類似行為」を区別していますが、「医業類似行為」を医師の実施する「医業行為」より低くみているひびきがあります。

昭和29年6月29日の仙台高等裁判所の刑事判決は「医業類似行為」を「疾病の治療又は保健の目的をもって、光熱器械、器具、その他の物を使用し、もしくは、応用し、又は四肢、もしくは、精神作用を利用して施術をする行為であっ

て、他の法令において認められた資格を有する者が、その範囲内でなす診療又は施術でないもの、換言すれば疾病の治療又は保健の目的とする行為であって、医師、歯科医師、あんま師、はり師、きゅう師又は柔道整復師等他の法令で正式にその資格を認められた者が、その業務としてする行為でないもの。」と定義していますので、この判決は柔道整復師の施術行為を「医業類似行為」としているのではなく、施術行為に医業と同じような価値を認めているのです。

先生方ご存知のように柔道整復師法17条は、「柔道整復師は医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。但し応急手当をする場合はこの限りでない。」と規定しています。

すなわち、柔道整復師が取り扱う疾患は、打撲、捻挫と応急の手当てとしての骨折、脱臼もしくは、医師の同意を得た骨折、脱臼の処置ということになります。

柔道整復術は、武術の技法のうちの活法として伝えられた技が、江戸時代には蘭学や中国医学、実証医学の影響をうけて「接骨術」「整骨術」と呼ばれて受け継がれ、大正期以降は西洋医学の知識も取り入れて完成されたものとされ、人間の身体を自然治癒させる手法として、定着していますが、柔道整復師法では捻挫等の定義づけがなされず、さらにどのようなことができるのかの真正面からの位置づけがなされず、「医業行為」と「医業類似行為」の限界が必ずしもはっきりとしていません。

整骨院で打撲、捻挫以外の慢性疾患に対して健康保険を使ってマッサージ等の施術をすることはできませんが、交通事故の場合、急性外傷であり、その規制はありません。

但し健康保険の場合、急性外傷を対象としているために、長期にわたる施術は問題を残すことになりすし、又負傷3部位までしか請求ができません。

勿論、健康保険を利用しない、自由診療であれば、この規制の対象外となりますし、部位数も限定されていませんが、この場合も交通事故被害者に十分説明をし、彼らが自ら異議なく支払ってくれたら何の問題もないのですが、加害者側の損害保険会社が支払うとなると「交通事故判例からみた適法な施術行為の範囲と施術費の問題点」でお話ししますように、すべての施術費用を支払ってくれないということになります。

厚生労働省は、施術費用を抑制するために、平成25年4月24日保医発0424第1号の「柔道整復師の施術に係る療養費について」と題する通達を発し、「打撲、捻挫の施術が初検の日から3月を超えて継続する場合は、負傷部位、症状及び施術の継続が必要な理由を明らかにした長期施術継続理由書を支給申請書に添付すること。但し、施術から3月を超えて継続する場合について、1月間の施術回数の頻度が高い場合は、長期施術継続理由書に負傷部位ごとに症状及び3月を超えて頻度の高い施術が必要な理由を記載すること。」としました。

このような理由書を、柔道整復師の先生方のみに課しているのは明らかに差別以外の何物でもないと思います。

この通達は、健康保険を使用する場合にのみ限定し、自由診療の場合には適用がないのでありますが、損害保険会社が、この通達に便乗し、整骨院での長期間の施術をさせない理由とすることがあります。

自賠責保険の取扱いでは「免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は必要かつ妥当な実費とする。」とされており、明らかに必要でもない施術がなされた場合を除き、支払いを拒むことはできませんし、一括支払いを選択している任意保険会社の場合も、同様に考えなければなりません。

柔道整復師の先生方が、問診、視診、触診によって、痛み等の根本原因を探りあて、交通事故被害者の怪我の状況、生活習慣などを考慮して手技療法を中心とした適正な治療計画のもとに施術を行った場合は、誰にも憶することなく、堂々と施術費の全額の要求をすべきです。

2 被害者側弁護士からみた柔道整復師と整形外科の関わり方

むち打ち症の交通事故被害者の多くは後遺障害を残す方々が多いものです。

この場合、私たち被害者側弁護士は、医師に自賠責後遺障害診断書を作成してもらい、自賠責会社に対し、被害者請求をし、静岡自賠責損害調査事務所で後遺障害の等級認定をしてもらうこととなります。

主として整骨院で施術を受けた交通事故被害者は、整形外科医に自賠責後遺障害診断書の作成をしてもらえない場合が多々あります。

「保険医療機関及び保健医療担当規則」（昭和32年4月30日厚生省令第15号）17条は、「保険医は、患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるという理由によって、みだりに、施術業者の施術を受けさせることに同意を与えてはならない。」と規定しています。

さらに労災保険指定医療機関療養担当規程第14「診療担当医は、傷病労働者の負傷、又は疾病が自己の診療行為を必要とする症状であるにもかかわらず、みだりに施術業者の施術を受けることに同意を与えてはならない。」と規定しています。

健康保険や労災保険を使用する場合には、医師側は、これらの規定を盾にとって、「医師の同意がなければ、柔道整復師は患者に対して施術を行ってはならない。」と解釈していますが、果たしてそのような解釈が妥当であるかど

うか問題を残すところです。

勿論、交通事故の場合は自由診療ですからこれらの適用がないことは言うまでもありません。

しかし、この場合にも、「医師である私が同意して、あなたが施術を受けたのではない。」という理由のもとに自賠責後遺障害診断書を作成してくれない医師がたくさん存在します。

そうであるならば、自分の医院に少し通院させて、その上で自賠責後遺障害診断書を作成してくれたらよいのではないかと思うのですが、そのような優しい医師はあまりいません。

こうしたことが現実にありますので、柔道整復師の先生方も、知りあいの整形外科医を是非とも見つけていただき、常に協力関係を有することに留意していただけると有難く存じます。

そして、現在、後遺障害の等級認定にあたっては、MRIの撮影が必須になっています。

今、わが国には訓練を積んだ放射線診断専門医が少なからず存在しています。

彼らは、MRIがあれば、その画像から加齢性の病変か、交通事故を起因とする病変かすべてわかるとのことです。

先生方の患者でMRIを撮影していない方がいれば、すぐにMRIを撮影しえもらうように助言して下さい。

このような場合にも先生方に知りあいの整形外科医がいれば事はスムーズに運びます。

柔道整復師が整形外科医の撮影したレントゲンやMRIを見て、施術をすることは違法だと述べる書物もありますが、私はそのようには思いません。

勿論、柔道整復師が自らレントゲンやMRIを撮影することは医師法に反していますが、レントゲン、MRIの画

像所見を参考にして施術をすることは、むしろ望ましいことではないかと思えます。

柔道整復師の先生方は、専門学校もしくは大学で柔道整復師免許を取得するために外科学、リハビリテーション学も学んでいるはずですから手技上にも西洋科学の成果を採用することは必要だと思えます。

お互いに職域の問題はありますが、医師や柔道整復師も同じ医療活動に従事するものとして交通事故被害者の生きる権利を保障することが使命ではないでしょうか。

私たち弁護士も交通事故被害者の人権を守るために活動していますので、皆様方にもご協力をお願いします。

3 被害者側弁護士から見た望ましいカルテ（施術録）の記載のあり方

厚生労働省の厳しい通達の影響もあって、整骨院のカルテは整形外科医院のカルテよりも概して内容が詳しいと感じています。

整形外科医の作成するカルテは、電子カルテということもあって公立病院では比較的詳しいですが、他方、開業医の作成するカルテは一部例外はありますが、総じて簡単です。

整形外科医の場合は、厚生労働省から負傷部位毎に治療の内容を詳しく記載するようにとの指示がなく、ひどいものは通院した日時と投与した薬剤名しか記載していないものがあります。

これでは、交通事故被害者の通院日の身体の様子がどのようなもので、又、交通事故被害者が医師にその日の身体の様子をどのように訴えていたか、全くはつきりしません。

このようなカルテでは、私どもが裁判で準備書面を作成する場合、よって立つものがなく、裁判官をなるほどと説得することができず、不十分な書面の作成しかできません。

このカルテの記載が十分であると、私たち被害者側弁護士が克明に治療経過と症状経過を分析でき、当初からの交通事故被害者の症状の一貫性が認められ、後遺障害が認定されやすくなります。

カルテは、交通事故被害者の情報がつまった一級の証拠として裁判官も重きを置いています。

柔道整復師の先生方の作成するカルテも、私は十分に証拠能力があるものと考えていますので、その記載を重視しています。

静岡自賠責損害調査事務所の後遺障害認定実務では一般的にカルテを参照しませんが、それでも私たちがカルテを提出すると参考にします。

静岡自賠責損害調査事務所は交通事故被害者が整骨院で施術を受けている期間が主であると、不当にも後遺障害の認定をしない傾向にあります。最近では、整骨院のカルテをみて、交通事故被害者の症状の一貫性があると評価する判断も出つつあります。

裁判所の過去の裁判例をみますと、整骨院のカルテ記載が積極的に評価され、交通事故被害者の後遺障害の認定評価にプラスになるものと、そうではなく、「症状はなおった。」とされるカルテの記載をとらえて、後遺障害はないとするものもあります。

整形外科医の場合もそうですが、柔道整復師の先生方の場合も患者の症状を直すことが主たる任務であると考えていますので、患者に後遺障害が残存した場合でも、それを正確に記載せず、時には患者の訴えを無視しても治癒したと記載してしまう場合もあります。

整骨院の場合は厳しい厚生労働省による管理や損害保険会社の圧力もあって、自己の施術した内容が過剰施術でないことを証拠化するためにそのような記載に効果はあ

るとする傾向があります。

治癒した場合は何ら問題はないのですが、交通事故被害者に後遺障害が残存する場合、極めて彼らの不利になるものです。

カルテは、本来、保険者対策や損害保険会社対策のために作成されるものではありません。

カルテは、患者の身体の状態を柔道整復師の先生方とスタッフが共有し、施術を整骨院全体で行っていくために必要不可欠なものです。

正確なカルテ記載があれば、施術計画が一貫し、整骨院全体で患者の施術にあたることができます。

私は、このカルテには主観をまじえるのではなく、患者が訴える症状をそのまま記載して欲しいと思います。

これは整形外科医の先生方にも言いたいことです。

いずれにしましても、正確なカルテ記載は交通事故被害者の救済に直接役立ちます。

又、カルテが正確に記載されていれば保険者や損害保険会社の不当な圧力に対しても、自己の施術の正等性を訴えることができます。

以上、被害者側弁護士からカルテの記載のあり方を要望させていただきました。